物品購入にあたっての販売規約

本規約は、株式会社ＮＴＴぷらら（以下「当社」という）が定める「ぷらら法人標準規約」（以下「標準規約」という）における個別規約（以下「本個別規約」という）として発効します。

第１条（適用）

1. 当社は、本個別規約に基づき、標準規約に定める会員に対して、物品を販売いたします。
2. 本個別規約は、予告なく変更することがあります。この場合、代金その他の提供条件は、変更後の規約に基づきます。
3. 物品の販売について本個別規約に定めのない事項は、標準規約が適用されるものとします。

第２条（申込みおよび契約の成立）

1. 会員は、物品購入の申込み（以下「申込み」という）をする場合、当社が別途指定する手続きに従い、当社もしくは当社が指定するもの（以下「販売代理店」という）に申込みを行うものとします。
2. 当社が申込みに対して承諾を行い、物品の発送を行った時点をもって、売買契約が成立する（以下、「個別契約」という。）ものとします。
3. 前項に拘わらず、第６条に定める物品代金等の支払時期が当社が物品を発送する時点より前に設定されている場合、当社が当該物品代金等の支払い事実確認した時点をもって、個別契約が成立するものとします。

第３条（申込みのキャンセル）

1. 会員が申込みを行った後に、申込みをキャンセルする場合は、売買契約が成立する時点までに、当社が指定する窓口までお申し出ください。
2. 売買契約が成立した後、当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みのキャンセルはお受けいたしません。

第４条（物品の納入と検査）

1. 当社は、個別契約記載の物品を、個別契約で定まる納入予定日までに納入場所に納入するものとする。
2. 会員は、当社から物品の納入完了の通知を受けたときは速やかに検査をし、検査に合格した場合は、検査合格書を完了の通知を受けた日から起算して７日以内に当社に交付するものとする。検査合格書記載の日付をもって物品の引渡し完了日とする。なお、会員が７日以内に検査結果の交付を当社になさない場合には、当該期日末日をもって検査合格日とみなす。

第５条（危険負担）

1. 引渡し完了前に生じた物品の滅失、毀損、故障その他一切の危険については、会員の責めによるものを除き当社の負担とする。引渡し完了後に生じた物品の滅失その他一切の危険については、当社の責によるものを除き、会員の負担とする。

第 6 条（代金の支払い）

1. 会員は、物品代金等を当社が指定する支払い方法および支払い期日に準じて支払うものとする。
2. 当社は、会員が前項に定める支払期日までに物品代金等の支払いを行わない場合、または当社にて当該支払の事実を確認できない場合、会員の当該物品等に関する申込み意思表示を無効または契約を解除できるものとする。

第 7 条(所有権の移転)

1. 物品の所有権は、会員による支払の完了をもって、当社から会員に移転するものとする。

第 8 条（遅延損害金）

1. 当社がその責めに帰すべき事由により、物品の納入を個別契約の納入予定日までに納入しない場合には、会員は、遅滞日数 1 日につき納入の完了しない部分に相当する額に年 14.5 パーセントの割合で計算して得られた額を遅延損害金として当社に対し請求できるものとする。

第 9 条（支払遅延利息）

1. 当社は、代金が支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に応じ、遅滞日数 1 日につき、支払い遅延金額に年 14.5 パーセントの割合で計算して得られた額を遅延利息として会員に対し請求できるものとします。

第 10 条（瑕疵）

1. 当社の責めに帰すべき場合を除き、物品に瑕疵が発見されたときは、会員がその旨を当社に対して申し出ることにより、当社は修補の義務を負うものとし、その担保期間は、物品の引渡しの日から起算して14日以内とします。ただし、当該瑕疵が原因で生じた会員の損害についての当社の責任は、上記修補以外免責されるものとします。

第 11 条（損害賠償）

1. 個別契約の履行に際し、当社の責めに帰すべき事由により、当社が、会員に損害を与えた場合は、会員は、当社に対し個別契約の契約金額を限度として、会員に現実に生じた通常かつ直接の損害の賠償を請求することができるものとする。

第 12 条（輸出規制の遵守）

1. 会員は、会員が当社から提供を受ける物品等（物品の他、ソフトウェア、図面、取扱説明書等に含まれる技術を含む）を海外に持ち出し、または非居住者に提供する場合には、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関係国の関連法規に基づく適正な手続きをとるものとする。なお、本条は会

員当社との契約関係終了後も有効とする。

附則

本個別規約は、平成 25 年 7 月 16 日から実施するものとします。

本個別規約は、平成 27 年 2 月 2 日から実施するものとします。